こどもの危険・警戒箇所調査基準の制定について（例規）

昭和49年６月17日
兵警ら例規第17号警察本部長

こどもの危険・警戒箇所調査基準を下記のように定め、昭和49年７月１日から実施する。

記

第１　趣旨

この基準は、こどもの水難事故並びにその他の事故（交通事故を除く。）発生が懸念される危険・警戒箇所（以下「危険箇所等」という。）の実態を掌握し、こどもの事故防止対策を推進するため、県下統一的な基礎の上に立って調査し、資料化するための基準を定めるものとする。

第２　危険箇所等の調査基準

こどもの危険箇所等として調査する場合の調査対象、除外事由、箇所数計上基準等は、こどもの危険箇所等調査基準（別表）のとおりとする。

第３　危険箇所等の区分

こどもの事故が発生するおそれのある危険箇所等を、次のとおり区分する。

１　水難危険箇所等　海、川、湖・池、用水路、野井戸・野つぼ、防水用地、その他

２　その他の危険箇所等　空地、作業場、工事現場、山・崖、その他

第４　危険箇所等調査カード

危険箇所等の資料として、「危険箇所等調査カード」（別記様式。以下「カード」という。）を作成保管し、こどもの事故防止施策のため活用するものとする。

第５　カードの作成及び保管

カードは、所管区勤務員が危険箇所等を現地踏査し、その結果に基づいて２部作成し、１部は警察署で他の１部は交番（駐在所）等で保管するものとする。

第６　カードの記載要領

カードを作成する場合の具体的記載要領は、カード記載要領（別添）を参考として作成するものとする。

第７　危険箇所等の点検

危険箇所等の点検は、次により行うものとする。

１　危険箇所等の実態は、常時掌握しておくものとし、次の区分によって、点検を行うものとする。

(1)　随時点検　通常勤務を通じて随時行うものとする。

(2)　一斉点検　一斉点検は、次により行うものとする。

ア　県下一斉点検　県下全域にわたって点検を行う必要がある場合には、警察本

部長の指示により、期間を定めて県下一斉に行うものとする。

イ　警察署一斉点検　警察署管内全域にわたって点検を行う必要がある場合には、警察署長の指示により、期間を定めて一斉に行うものとする。

2　その他の危険箇所等で、作業場や工事現場などは、流動的に場所が変化するので、特にその実態を掌握するものとする。

3　危険箇所等の点検に当たっては、管理者、所有者など関係者と連携を密にして、安全施設の設置及び補修等の措置を円滑に促進するものとする。

第８　調査、点検結果の措置

危険箇所等を調査し、又は点検した結果、安全施設等の設置及び改善補修等の危険防止措置が必要と認められる場合には、当該場所の所有者、管理者など関係者に対して、必要な危険防止措置を講ずるよう警告するとともに、措置結果を具体的にカードに記録しておくものとする。

第９　危険箇所等の調査、点検実施上の留意事項

危険箇所等の調査、点検に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

1　調査、点検に当たっては、関係市区町、自治会、こども会等と緊密に連携のうえ、合同して行うよう配意するものとする。

2　調査、点検現場における物件の倒壊、川や崖などへの転落等の受傷事故防止に十分配意するものとする。

3　調査、点検を実施する場合、可能な限り当該場所の管理者、所有者などの関係者を立ち会わせて行うものとする。

4　調査、点検を行った場合は、速やかにカードの必要事項を整備し、実態を常時資料化しておくものとする。